

つちうら 社協だより

ふれあいネットワーク

No.180

2023.9.15

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり



赤い羽根共同募金運動

10月1日から12月31日

「じぶんの町を良くするしくみ。」をテーマとして、赤い羽根共同募金運動が全国一斉に実施されます。ご協力お願いいたします。

令和5年度職員採用試験のお知らせ (令和6年4月1日採用予定)

職 種 事務職または社会福祉士・主任介護支援専門員・介護福祉士
受付期間 令和5年8月24日(木)～9月29日(金) ※土・日・祝日を除く
※詳しくは12ページ(裏表紙)をご覧ください。

お問合せ・お申込みは

 **土浦市社会福祉協議会**

〒300-0036
土浦市大和町9-2 ウララ2ビル4階 土浦市総合福祉会館内
TEL 029-821-5995(代) FAX 029-824-4118
E-mail info@doshakyo.or.jp http://www.doshakyo.or.jp



ホームページ



Facebook

この広報紙は、市民の皆さまから寄せられた社協会費と赤い羽根共同募金の配分金により発行しております。

令和5年度 歳末たすけあい配分金申請のご案内

歳末たすけあい配分金事業は、支援を必要としている世帯や地域の方々に、新たな年を豊かに迎えていただくための募金活動として、12月1日から12月31日まで、「歳末たすけあい募金運動」が実施されます。

お預かりした募金は、市内の支援を必要とする世帯や福祉団体等が歳末たすけあい募金運動期間中に実施する福祉事業や地域福祉の向上事業に対し、自己申請方式により配分いたします。

1 支援を必要とする世帯への配分



《配分の対象となる世帯》 次の(1)(2)(3)を全て満たしている世帯

- (1) 令和5年10月1日現在で、土浦市に6か月以上居住していること。
- (2) **世帯全員の住民税が非課税であること。**
- (3) 令和5年10月1日現在で、次の世帯条件のいずれかに該当すること。

- ア. 満70歳以上のひとり暮らし世帯
(同一敷地内に親族等がお住まいの場合は対象になりません。)
- イ. 満70歳以上の寝たきり(3か月以上)の方がいる世帯
- ウ. 満70歳以上の認知症(3か月以上)の方がいる世帯
- エ. 満70歳以上の高齢者のみの世帯
- オ. 満70歳以上の高齢者と虚弱者又は18歳到達後の最初の3月31日までの間にある者のみの世帯
- カ. ひとり親世帯で18歳到達後の最初の3月31日までの間にある者を扶養している世帯
- キ. 交通遺児世帯で18歳到達後の最初の3月31日までの間にある者を扶養している世帯

申請に必要な書類

① ② ③

を提出

- ク. 重度心身障害児(者)の方がいる世帯
 - 1. 身体障害者手帳1・2級
 - 2. 療育手帳△・A
 - 3. 精神障害者保健福祉手帳1級

申請に必要な書類

① ② ③ ④

を提出

ケ. 小学6年生がいる準要保護世帯 → 対象世帯へ通知させていただきます。

※生活保護世帯、施設入所者、長期入院中(6か月以上)の場合は、対象になりません。

※原則として、1世帯あたり1件の配分となります。

《申請に必要な書類》

- ① 歳末たすけあい配分金申請書
- ② 住民票(世帯全員の続柄が記載のもので、令和5年10月1日以降に発行されたもの)
- ③ 非課税証明書(高校1年生以下を除く世帯全員のもので、令和5年10月1日以降に発行されたもの)
- ④ 障害者手帳の写し

※②と③は、土浦市役所市民課及び各支所・出張所で発行されます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、キオスク端末が設置されたコンビニエンスストアでも発行できます。(発行手数料は申請者の負担となります。)

《申請期間》

令和5年10月1日(日)～31日(火) **必着**

《申請書設置先/提出先》

土浦市社会福祉協議会及び社協支部(各地区公民館内)

《その他》

- *配分金の額は令和5年度歳末たすけあい募金の額によって決定します。
- *配分の決定は、決定通知書でお知らせいたします。尚、審査により、配分対象外となる場合があります。
- *配分金は、令和5年12月下旬に、指定された金融機関の口座へ振込を予定しております。
- *虚偽の申請や不正により配分を受けた場合は、配分金を返還していただきます。



2 地域福祉を高める活動を行う福祉団体等への配分

《配分の対象となる条件》

歳末たすけあい運動の期間中（令和5年12月1日～12月31日）に、地域住民が歳末たすけあい運動に対する意識及び地域福祉の向上を図ることを目的とし、必要性があると認められる福祉事業であること。

配分対象事業例

豊かなお正月を迎えていただくために、おせち料理等の配食事業など

ふれあい・いきいきサロンや子育てサロンなどでのクリスマスプレゼント配布事業やお楽しみ会の実施

障害者福祉団体、こども食堂、家族の会などが実施するクリスマス会等の交流行事

冬休み中の子どもたちへの配食サービスや居場所づくり事業など

《申請に必要な書類》

- ①「歳末たすけあい配分金申請書」
- ②「申請事業に対する事業計画書」
- ③「申請事業に対する予算書」

《配分額》

事業費総額の3/4（75%）以内で、かつ、10万円を限度とする。

《申請期間》

令和5年10月1日(日)～31日(火) **必着**

《申請書設置先／提出先》

土浦市社会福祉協議会

《その他》

- *配分の決定は、決定通知書でお知らせいたします。
- *配分金は、令和5年12月中に、指定された金融機関の口座へ振込を予定しております。
- *配分金が総事業費の75%を超えた場合は、超過部分の配分金を返還していただきますのでご注意ください。
また、事業未実施の場合も返還していただきます。
- *虚偽の申請や不正により配分を受けた場合は、配分金を返還していただきます。

問合せ先：総務係 ☎ 821-5995

土浦市ふれあいネットワーク

土浦市では誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、ふれあいネットワーク事業を実施しています。

ふれあいネットワークとは

様々な生活上の困りごとから支援を必要とする方に対して医療・保健・福祉の関係者が連携して、地域住民の協力を得ながら、生活の改善を図るために総合的に支援する仕組みです。

その相談窓口として、また、関係機関の連絡調整窓口として、8つの社協支部（各地区公民館）に「地域ケアコーディネーター」が配置されています。

例えばこんな時に・・・

家族に介護が必要になった。



子育てを助けてくれる人がいたらいいのに・・・

自分に何かあったら家族はどうなるの？



市の福祉サービスってどんなものがあるの？

ひとり暮らしになって、今後のことが心配。



食事のしたくが大変になってきた。

近所の方のことが心配。

地域ケアコーディネーター
(社協支部職員)
にご相談ください！

地域ケアコーディネーターとは



日々、生活を送っていると、さまざまな「困った！」を感じることがありませんか？

その「困った！」の内容をお伺いし、解決に向けて必要な支援を受けられるように関係機関とのつなぎ役をするのが、地域ケアコーディネーター（社協支部職員）です。

身近な福祉の相談窓口

中央支部 (一中地区公民館内) 土浦市大手町13-9 ☎821-0104

【担当地区】
大和町、有明町、川口一～二丁目、湖北一～二丁目、中央一～二丁目、東崎町、城北町、港町一～三丁目、蓮河原町、蓮河原新町、滝田一～二丁目、桜町一～四丁目、大町、大手町、文京町、千束町、生田町、田中一～三丁目、田中町、立田町、虫掛町、突塚町、飯田町、矢作町、佐野子町、粕毛町

担当：森川

真鍋支部 (二中地区公民館内) 土浦市木田余1675 ☎824-3588

【担当地区】
木田余町、木田余東台、木田余西台、真鍋一～六丁目、東真鍋町、西真鍋町、真鍋新町、殿里町、東若松町、若松町、東都和

担当：福田

東支部 (三中地区公民館内) 土浦市中村南4-8-14 ☎843-1233

【担当地区】
中村町1区、中村東町、中村町6区・8区、西根町1～3区、荒川沖南区、荒川沖西三丁目、乙戸町、小山田町、乙戸南一～三丁目、中村南一～六丁目、西根南一～三丁目、北荒川沖町、荒川沖西一・二丁目、中荒川沖町、荒川沖東一～三丁目、西根西一丁目、イーストガーデン、仲の杜

担当：吉沼

桜南支部 (四中地区公民館内) 土浦市国分町11-5 ☎824-9330

【担当地区】
富士崎一～二丁目、下高津一～四丁目、国分町、中高津地区、天川一～二丁目、上高津町、上高津新町、小松一～三丁目、千鳥ヶ丘町、小松ヶ丘町、桜ヶ丘町、永国町、永国東町、永国台

担当：中根

上大津支部 (上大津公民館内) 土浦市手野町3252 ☎828-1008

【担当地区】
沖宿町、田村町、手野町、菅谷町、白鳥町、白鳥新町、中神立町、神立町1区、神立中央一～五丁目、神立東一・二丁目、おおつ野

担当：廣瀬

南部支部 (六中地区公民館内) 土浦市烏山2-2346-1 ☎842-3585

【担当地区】
大岩田1～2区、大岩田団地、右粉町1～5区、まりやま新町、まりやま団地、霞ヶ岡町、小岩田東二丁目、小岩田町、小岩田西一丁目、烏山一～五丁目

担当：大野

都和支部 (都和公民館内) 土浦市並木5-4824-1 ☎832-1667

【担当地区】
常名町、今泉町、栗野町、小山崎町、中貫町、笠師町、中都町一～四丁目、都和一～四丁目、並木一～五丁目、東並木町、西並木町、板谷町

担当：黒田

新治支部 (新治地区公民館内) 土浦市藤沢982 ☎862-2673

【担当地区】
藤沢一区・二区、東町、大畑、上坂田、下坂田、桃園、文教区、藤沢団地、沢辺、田宮、高岡根、高岡沖、田土部、高岡新田、藤沢新田、永井、本郷、大志戸、小野、東城寺、小高

担当：岡野

相談時間 火曜日から日曜日の8:30～17:15
月曜日は土浦市社会福祉協議会 (☎ 821-5995) でお話を伺います
※詳しくは各地区公民館にお問合せください

をご紹介します！

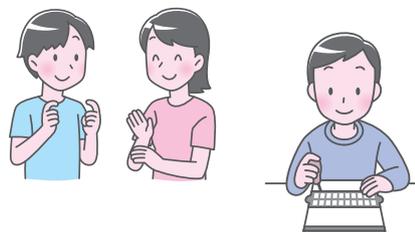
「ふれあい」ふれあいのまちづくりを目指して、身近な相談窓口をはじめ、市民の皆



域の方の協力のもと各種事業に取り組んでいます。その一部を紹介します。

福祉体験講座

- 車いす・手話・点字・インスタントシニア（高齢者疑似体験）等の福祉体験を通して、障害や高齢に伴う心身の変化について理解し、思いやりの心を育むことを目的に実施しています。
- 小・中学校の「総合的な学習」への協力のほか、町内会や子ども会育成会、医療や福祉について学ぶ学生の方、企業や福祉施設の方からの依頼も受け付けています。



☆ボランティアの声

車いす体験・インスタントシニア体験の際に、安全に体験できるよう、ボランティアサークル「こもればの会」の皆さんにご協力をいただいています。



こもればの会 岩瀬さん

こもればの会は平成元年に設立し、特別養護老ホームでボランティア活動をしています。お茶の接待や話し相手、施設の行事や外出の付添などで車いすを介助することもあります。

ここ数年のコロナ問題で本来の活動ができなくなり、社協に相談して新しい活動を紹介して頂きました。小学校では高齢者を理解するためのシニア体験や車いす体験を授業に取り入れています。

こもればの会は、お手伝いとして体験中の見守りと補助をするボランティアを令和4年から行っています。

会員も高齢化してきました。孫のような小学生とふれあうことで、世代間交流にもなっています。



▲インスタントシニア体験の様子



車いす体験の様子▶



☆受講生の声

インスタントシニア体験を受講した方から感想をいただきました。



A-ru医療福祉専門学校 1年 Tさん

ゴーグルと耳栓を付けて行動してみると、周りを気にするようになり、声が大きくなったりと他人に迷惑になっているのではないかと強く感じました。近くが見えず、人にあたって、物にぶつかったりということがありました。

足に重りをつけて杖をついて、少し歩いただけで、いつもの倍疲れて汗をたくさんかいてしまい、歩くことすら嫌になってしまうと思いました。信頼関係を築き、助けを求められる存在になりたいと強く思いました。



准看護学院 1年 Oさん

実際に体験をしてみて、高齢者になった気持ちが少しでも理解できたと思います。両足、両腕におもりを着けることで全身に負荷がかかって思うように動けないこと、階段の昇降が辛かったです。

また、ゴーグルをすることで視界が狭くなり、外に出てみて太陽を見たところ、視界が真っ白になり全く見えなくなり、危険性が高まることが分かりました。これから街の中で高齢者を見かけたら、様子をうかがい積極的に声をかけて手助けしていきたいと思いました。

「ふれあい・いきいきサロン」への助成 車いす貸出事業



社協支部事業

土浦市社会福祉協議会では、各公民館に8つの支部を設置し、「支え合い・助けあひ」の精神を基に、さまざまな地域福祉活動を実施しています。
ウィズコロナに対応した地域福祉活動を推進できるよう、新たな方法を考え地



宅配型食事サービス事業

- 70歳以上のひとり暮らしの方等、見守りが必要な方を対象に、月2回、手作りのお弁当を配達し、安否確認や孤独感の解消を図っています。栄養満点のお弁当は大変喜ばれています。
- お弁当作りと配送には、ボランティアの方の協力をいただいています。



宅配ボランティア事業

料理が好きな方、人とお話をするのが好きな方、地元でのボランティア活動を始めてみたい方、一緒に活動してみませんか？ ご協力いただける方、ご興味がある方は、各社協支部へお問合せください。



☆ボランティアの声



五中地区 かすみ会 穂坂さん

- Q ボランティアを始めたきっかけを教えてください。
- A 当時の会長さんからお弁当作りのボランティアへの誘いがあったので始めました。
- Q 活動のやりがいを教えてください。
- A 「美味しいお弁当ありがとう」という声を聞いたとき。
- Q これからの活動の意気込みを教えてください。
- A お弁当のリクエストをいただけたらその声に応じたお弁当を作っていきたい。



三中地区 コスモスの会 中村さん

- Q ボランティアを始めたきっかけを教えてください。
- A 食生活講座を受講後、何かボランティア活動に参加したいと思ったことがきっかけです。
- Q 活動のやりがいを教えてください。
- A 新しい料理を覚えられる楽しさ、会の方と一緒に楽しくできること。
- Q これからの活動の意気込みを教えてください。
- A 高齢化社会により対象者が増加する中で、その人たちに喜んでもらえるようなお弁当を届けたい。



☆ご利用者の声



四中地区 Hさん

- Q お弁当の感想
- A バランス良く手作りされたお弁当を届けていただき感謝しています。お弁当が届くと、どんなおかずが入っているか、毎回、蓋を開けるのが楽しみです。
- Q ボランティアさんへのメッセージ
- A 誰かのために時間を割くことは、なかなか出来ることではないことだと思います。また、毎回、笑顔で配達される皆さんに、お会いするのが楽しみです。



四中地区 Yさん

- Q お弁当の感想
- A 皆様のご厚意と食品ロスを考え、残さずお弁当をいただいています。味や量には、それぞれ好みがあるかと思いますが、私は家庭的な味のお弁当が大好きです。
- Q ボランティアさんへのメッセージ
- A 一人暮らししていると、量的に作れないおかずを、皆様のおかげで食べられることに、感謝しています。



☆その他の支部事業

会食型食事サービス事業 ひとり暮らし高齢者交流会
広報活動 ボランティア研修・支部委員研修

傾聴ボランティア養成講座受講者募集

～高齢者や障害者の孤独感や不安感を解消するため、心と耳を相手に傾けて話を聴くことを学びます～

- 日時** 12月3日(日) 9:00～12:20
場所 土浦市総合福祉会館4階 講習講義室1・2
 土浦市大和町9-2 ウララ2ビル4階
対象者 土浦市内在住、または在勤・在学の方
 ※未成年の方は、保護者の了解を得た上で
 お申込みください。
定員 概ね50名程度
受講料 100円(保険代等)
申込方法 11月8日(水)までに電話または
 二次元コードで申込み



問合せ先 福祉のまちづくり係 ☎ 821-5995

要約筆記入門講座受講者募集

～聴覚障害者のために講演会等で話し手の内容をその場で要約し文字で伝えることを学びます～

- 日時** 11月14日・21日・28日、12月5日・12日
 毎週火曜日(全5回)10:00～12:00
場所 土浦市総合福祉会館4階 講習講義室1・2
 土浦市大和町9-2 ウララ2ビル4階
対象者 土浦市内在住、または在勤・在学の方
 ※未成年の方は、保護者の了解を得た上で
 お申込みください。
定員 16名(定員を超えた場合は抽選)
受講料 無料(教材費は実費負担)
申込方法 10月18日(水)までに電話または
 二次元コードで申込み



問合せ先 福祉のまちづくり係 ☎ 821-5995

『救命講習』参加者募集

- 内容** 普通救命講習2 (止血法、被覆法、保温、骨折の手当、搬送法、観察要領)
 ※講習時間 約4時間
日時 11月10日(金) 9:00～13:00
場所 土浦市新治総合福祉センター ふれあいホール
対象者 土浦市内在住の方
定員 10名(定員になり次第締切) **参加費** 無料
持ち物 動きやすい服装、飲み物、ハンカチまたはタオル
申込方法 10月20日(金)までに、電話にて氏名、住所、電話番号をお知らせのうえ、お申込みください。



申込・問合せ先 土浦市新治総合福祉センター 【休館日】日曜日・祝日
 土浦市沢辺1423-1 ☎ 862-3522

老人福祉センターつわぶき各種講座のご案内

知って得する講座を毎月開催しています!

- 9月22日(金) 「火の用心!住まいの防火 出前講座」 10月3日(火) 「くらしの中の血流改善」
 10月17日(火) 「こころと身体の健康」 11月7日(火) 「ラク家事講座 掃除編」
 12月4日(月) 「ハンドケア、ヘアカラーを楽しむ」

詳細は、「老人福祉センターつわぶき」まで
 お問合せください。
 ご参加をお待ちしています!

☐申込・問合せ先
 土浦市老人福祉センターつわぶき 【休館日】日曜日・祝日
 土浦市中都町 1-5428-2 ☎ 831-4126

ふれあい電話訪問サービス事業のお知らせ

ひとり暮らしの高齢者の方へ、ボランティアサークル「やまびこの会」のみなさんが、電話でお話をしながら、不安感の解消や安否の確認を行います。

- ・利用できる方 >>>> 65歳以上でひとり暮らしの方
- ・利用回数 >>>> 月2回
- ・利用できる日時 >>>> ●土浦地区 毎週火曜日 9:00～12:00、13:00～15:00
 (第1・3火曜日 又は 第2・4火曜日)
 ●新治地区 毎月第2・4火曜日 9:00～12:00



ご希望の方は、お電話ください。【問合せ先】 福祉のまちづくり係 ☎ 821-5995



高齢者クラブ活動のご案内



高齢者クラブは、地域を基礎とした高齢者の自主組織です。現在、土浦市には83クラブあり、約2,800人の会員が所属しています。

高齢者クラブは仲間づくり・社会参加の場となっています。

生活を豊かなものにするために、健康づくり活動、趣味・教養の活動、社会奉仕活動等を行っています。

ご近所で同じ趣味を持つ仲間と出会いたい方、なにか新しいことを始めたい方、地域でいきいきと活動したい方の入会をお待ちしております。



◆グラウンド・ゴルフ大会◆



◆スポーツ大会◆



◆ゲートボール大会◆

∞○高齢者クラブ会員対象事業○∞

●高齢者芸能発表会・作品展示即売会●

とき 9月15日(金) 9:45～

ところ 亀城プラザ

●高齢者スポーツ大会●

とき 10月20日(金) 9:30～

ところ 霞ヶ浦文化体育会館

●グラウンド・ゴルフ大会

とき 11月9日(木) 8:40～

ところ 霞ヶ浦総合公園多目的広場

●高齢者カラオケ大会●

とき 12月8日(金) 9:30～

ところ 亀城プラザ



◆全体研修◆

■入会方法

お住まいの地域の単位高齢者クラブに直接お申込みください。

■問合せ先

高齢者クラブ連合会事務局
福祉のまちづくり係 ☎ 821-5995

地域とのつながりをたやさない!!



リレートーク⑥

～地域で活動している団体・グループを紹介します～

運動普及推進員三中支部



今回は、前回の社協だよりNo179で掲載しました「土浦ひまわり食堂」からバトンパスされた、「運動普及推進員三中支部」をご紹介します。

「運動普及推進員三中支部」は、現在17名で、健康づくりのための運動を地域で広める活動をしている団体です。

運動普及推進員の目印は「青いTシャツ」です。メンバーみんなで「青いTシャツ」を着て、健康づくりに興味のある方々と一緒に月2回、三中公民館で高齢者の転倒予防や介護予防に効果的なスクエアステップを行っています。

また、偶数月の第1月曜日には、ストレッチとリズム体操など様々な運動を行っています。

運動が苦手な方でも大丈夫です。一緒に楽しく、体を動かして、自らの健康づくりに役立てましょう。

また、一緒に活動する仲間も募集しています。手軽な運動を楽しみ続けて健康の維持増進を後押ししていきましょう。

活動日：毎月第1・第3木曜日（スクエアステップ）

偶数月第1月曜日（ストレッチとリズム体操など）

時間：10:00～11:45

場所：三中地区公民館（土浦市中村南四丁目8-14）

持ち物：飲み物

※予約は不要です。直接、会場へお越しください。



つながりをたやさないため、地域で活動されている団体をリレー方式で繋げていきます。
掲載希望の団体は、社会福祉協議会 総務係（☎ 821-5995）までご連絡ください。

地域共生社会の実現に向けて

重層的支援体制整備事業が始まりました!!

土浦市では、令和5年度から地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対し、「土浦市ふれあいネットワーク」を活かしつつ、「相談支援」「参加支援」「人と人がつながる地域づくりに向けた支援」を一体的に取り組み、包括的な支援体制を構築し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

相談支援：まるごと相談を受け止め、スムーズに各相談機関が連携できる体制づくりを推進します！

参加支援：地域の集いの場などの社会資源を把握し、参加に向けた支援が必要な人にはサービスの利用や地域活動の場の支援をします！

地域づくりに向けた支援：世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備します！



【問合せ先】 福祉のまちづくり係 ☎ 821-5995

ふくしの知恵袋⑨ 地域福祉活動計画 をご存知ですか？【その2】

第2次土浦市社会福祉協議会発展・強化計画を策定しました。※本計画は、ホームページに掲載しています。



この計画は、土浦市社会福祉協議会が実施する事業の運営や経営ビジョンを明確にして、その実現に向けた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを示した計画で、社協の経営指針となります。第4次地域福祉活動計画と連動し、進めていきます。

使 命

「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」

～みんなが自分らしく みんなで支え合い
みんなの地域（まち）をつくろう～

取組み1

「みんなが知っている社協」を目指します

取組み2

「みんなが頼れる社協職員」を目指します

取組み3

「みんなに必要とされる社協」を目指します

地域包括支援センター・生活相談係 嘱託職員募集

※お申込みは、電話連絡のうえ、履歴書を本会宛てに郵送または持参してください。

●申込・問合せ先 総務係 ☎ 821-5995

職 種	主任介護支援専門員	介護支援専門員	相談支援員
就業場所	大和町9-2 総合福祉会館4階		
採用人数	1名	1名	1名
勤務日数	週5日 8:30～17:15 (休憩60分)		
賃金・手当	187,200円(月額) 通勤手当あり		
内 容	高齢者等からの相談対応及び支援計画の作成など		相談者に生活状況の聞き取り、パソコン入力事務など
経験・資格等	<ul style="list-style-type: none"> 主任介護支援専門員の経験 必須 介護支援専門員の資格 必須 普通自動車運転免許 必須 	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員の経験及び資格 必須 普通自動車運転免許 必須 	<ul style="list-style-type: none"> 未経験でも可 相談支援の経験や社会福祉士の資格あれば尚可 普通自動車運転免許 必須
雇用期間	～令和6年3月31日 ※双方の条件等により更新の可能性あり		
選考方法	書類選考のうえ、面接		

9月は認知症を知る月間です

土浦市は、「つちうら認知症バリアフリー宣言」をしました
 認知症かもしれないと思ったら、抱え込まずに早めに相談を!



認知症は、特別な病気ではなく誰にでも起こりうる脳の病気です。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりのために、地域全体が認知症に対する関心を高め、正しく理解し支え合うことが大切です。

認知症は早期発見・早期治療が大切です。早期に診察を受けることで、進行を遅らせたり、症状が改善されたりできる場合があります。また、早めに今後の準備をしておくことで将来への備えができるようになります。

◆認知症初期集中支援チーム

認知症サポート医と医療・介護の専門職で構成されるチームで、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。

◆認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症とその家族を温かく見守り、支援するサポーターを養成する講座です。

問合せ先

【一中・三中・四中・六中地区】地域包括支援センターうらら ☎ 824-0332
 【二中・五中・都和・新治地区】地域包括支援センターかんだつ ☎ 869-7035

生活福祉資金新型コロナ特例貸付の償還に関するお知らせ

生活福祉資金特例貸付を受けている方で、現在の生活状況により、『貸付金を返済することが難しい』『返済開始を遅らせたい』ときは、以下の要件に該当し、手続きを行うことで、償還免除または償還猶予になる場合があります。生活状況をお伺いし、手続きをご案内いたしますので、まずはご相談ください。

1. 償還免除（貸付金を返す必要がなくなること）

要件 ①住民税が非課税である ②生活保護を受給した
 ③精神障害者保健福祉手帳（1級）・身体障害者手帳（1級または2級）・療育手帳（AまたはA）のいずれかの交付を受けた
 のいずれかに該当する場合

2. 償還猶予（貸付金の返済開始を遅らせること）

要件 ①病気療養中である ②失業中である ③他の借入金の償還猶予を受けている
 ④その他の事由により償還することが著しく困難である のいずれかに該当する場合

※償還免除または償還猶予の審査・決定は、茨城県社会福祉協議会が行います。

貸付を受けてもなお、生活や仕事に心配なことがありましたら、ひとりで抱え込まずにご相談ください。

○償還に関する問合せ 茨城県社会福祉協議会専用ダイヤル ☎ 029-297-6526
 ○生活や仕事に関する問合せ 暮らし自立サポートセンター ☎ 822-7610



福祉の店「ポプラ」 非常勤職員募集

障害のある方で以下のいずれかに該当する方を募集します。

- ・就労するために自信をつけて、近い将来、就職を目指している方
- ・障害により仕事ができなくなった方で、もう一度就職を目指したい方

※お申込みは、電話連絡のうえ、履歴書を本会宛てに郵送または持参してください。

●申込・問合せ先
 総務係 ☎ 821-5995

店 舗	中央店	市庁舎店
就業場所	中央1-12-25	大和町9-1
採用人数	2名	2名
勤務日数	週3日 10:30~15:30 (休憩時間60分)	
時 給	953円	
内 容	販売、接客などのお仕事です	
資 格	土浦市内に居住する方で障害者手帳または自立支援医療受給者証をお持ちの方	
雇用期間	令和5年11月1日~令和6年4月30日まで(6ヵ月) ※契約更新はありません	
申込締切	令和5年10月10日(火)	
選考方法	面接	

金 銭

あさの歌謡会 様	78,643円
総合葬祭合同会社ひまわりくらぶ 様	100,000円
ちりめん同好会一同 様	17,482円
天満 寛二 様	50,000円
一中地区民生委員児童委員協議会 様	4,595円
社会福祉法人祥風会 桜川保育園 様	13,000円
小さな森の家 様	11,679円
県南地域医療懇話会 様	800,662円



▲県南地域医療懇話会 様



▲社会福祉法人祥風会 桜川保育園 様

物 品

- ・古切手
 - 訪問看護ステーションharu style 様
 - 塚田陶管株式会社 様
 - たんぼぼの会 様
 - 右朧三区長寿会 藤田 美八子 様
 - 一中地区民生委員児童委員協議会 様
 - 土浦友の会 様
 - 石井 優子 様
 - 土浦訪問看護ステーション 様
 - サンツクバ株式会社 代表取締役 青木 美加 様
- ・食品等
 - 内田 光徳 様
 - 坂入 なつ 様
 - 岩田 五郎 様
 - 相馬 仁禄 様
 - 株式会社ダイナム 茨城土浦店・茨城石岡店・新治店 様

- ・寝具類
 - 中村 和子 様
- ・ニュースポーツ用品
 - 高橋 和郎 様
- ・子ども用車いす
 - 関谷 英介 様
- ・マラソンTシャツ
 - 福田 武司 様
- ・ルームランナー
 - 総合葬祭合同会社 ひまわりくらぶ 様
- ・オムツ類
 - 大久保 和子 様
- ・文房具
 - 右朧三区長寿会 藤田 美八子 様



▲株式会社ダイナム 茨城土浦店・茨城石岡店・新治店 様

土浦市社会福祉協議会【令和6年4月1日採用予定】
令和5年度職員採用試験のお知らせ

職 種	採用予定人員	応募資格	第1次試験日時
事務職または 社会福祉士	若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた方。または、昭和59年4月2日以降に生まれた方で社会福祉士資格を保有している方。	10月22日(日)
主任介護 支援専門員	若干名	昭和54年4月2日以降に生まれた方で主任介護支援専門員資格を保有している方。	
介護福祉士	若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた方で介護福祉士資格を保有している方。	

- 会 場 土浦市総合福祉会館（土浦市大和町9-2ウララ2ビル4階）
- 受付期間 令和5年8月24日（木）～9月29日（金）※土・日・祝日を除く
- 申込方法 所定の申込書に必要事項を記入し、本会宛てに郵送または持参してください。
※申込書については、社会福祉協議会本部・支部で直接受け取るか、ホームページからダウンロードできます。
※詳しくは、ホームページをご覧ください。
- 問合せ先 総務係 ☎ 821-5995

当会には専用駐車場がございませんので、近隣の有料駐車場をご利用ください。

次号は、1月16日(火)発行予定です。